

専 決 処 分 報 告

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める。

平成27年6月19日提出

芦屋市長 山 中 健

記

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

処分理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、芦屋市国民健康保険条例を改正する必要が生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため。

専決第3号

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

別紙のように、芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成27年3月31日

芦屋市長 山 中 健

芦屋市条例第25号

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

芦屋市国民健康保険条例（昭和38年芦屋市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条の2中「第72条の4」を「第72条の5」に改める。

第9条の3第1項第1号中「保健事業に要する費用の額」の次に「，法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額，同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の2分の1に相当する額」を加え，同項第2号中「第72条の4」を「第72条の5」に，「その他」を「，法第81条の2第1項の規定による交付金並びにその他の」に改める。

第17条第1項第2号中「245,000円」を「260,000円」に改め，同項第3号中「450,000円」を「470,000円」に改める。

附則第2条を削り，附則第3条を附則第2条とし，附則第4条を附則第3条とし，附則第5条を附則第4条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の芦屋市国民健康保険条例第17条第1項の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

参 照 1

芦屋市国民健康保険条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行ったもの。

2 改正の内容

- (1) 平成26年度までの措置であった都道府県単位での保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業が恒久化されたことに伴い、附則において規定していた関係条文を本則に規定することとする。（第9条の3及び旧附則第2条関係）

- (2) 被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減に係る所得判定基準の拡充

（第17条関係）

ア 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計数に乗ずる金額を26万円（現行は24.5万円）とする。

イ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計数に乗ずる金額を47万円（現行は45万円）とする。

※ 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した後も継続して同一の世帯に属する者をいう。

- (3) その他規定の整理

3 施行期日等

- (1) 平成27年4月1日

- (2) 改正後の2(2)の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

国民健康保険法抜粋

第81条の2 国民健康保険団体連合会は、政令の定めるところにより、国民健康保険の財政の安定化を図るため、その会員である市町村に対して次に掲げる交付金を交付する事業を行うものとする。

- (1) 政令で定める額以下の医療に要する費用を市町村（国民健康保険団体連合会の会員である市町村をいう。以下この条において同じ。）が共同で負担することに伴う交付金
- (2) 前号の政令で定める額を超える高額な医療に要する費用を国，都道府県及び市町村が共同で負担することに伴う交付金

2 国民健康保険団体連合会は、前項の事業に要する費用に充てるため、同項各号に掲げる交付金を交付する事業ごとに、政令で定める方法（同項第1号に掲げる交付金を交付する事業について、次項の規定により都道府県が特別の方法を定めた場合には、その方法）により、市町村から拠出金を徴収する。

（第3項から第6項まで省略）